2018年版

栃木建労に入ろう

建設労働者・職人の組合です

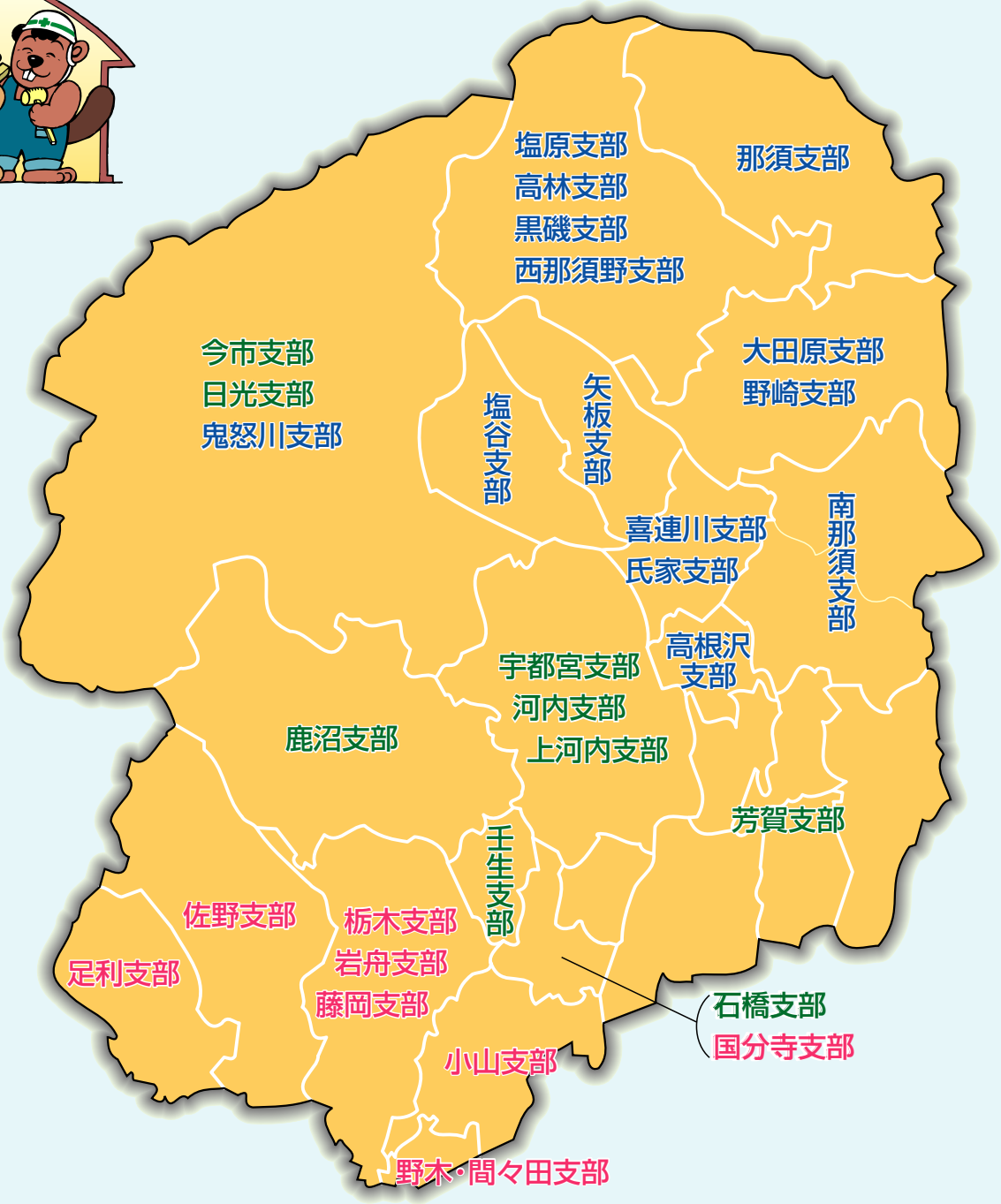

県内に広がる31の支部、あなたの加入をお待ちしています。

全建総連栃木県建設労働組合（栃木建労）

〒320-0061 栃木県宇都宮市宝木町2-944-3

TEL028(652)5910 FAX028(652)5912 http://tochigikenrou.org/

2018年（平成30年）4月

組合費

建設業で働く仲間であれば、誰でも、一人から加入できます。

加入申込書に必要な費用を添えて申し込んで下さい。それ以降の組合費・組合の健康保険料等は、**毎月5日に金融機関より引き落とし**となります。

加入時のみ組合加入金**4,000円**が必要になります。

組合費　階層		月額組合費（円）新加入時 59歳まで	60歳以上
事業主	組合で事業所労災を掛けている組合員。及び、自主的に事業主組合員を選択する組合員。	4,200	3,600
一人親方	組合で一人親方特別加入労災を掛けている組合員。及び、事業主組合員以外の方で自主的に一人親方組合員を選択する組合員。	3,900	3,300
一般	事業主･一人親方組合員に該当しない組合員。	3,700	3,100
被雇用者	事業主組合員に雇用されている被雇用者・家族専従者でなおかつ組合費・組合の健康保険料の１／2以上を事業主組合員から負担されている組合員	3,100	2,500

※別途支部費等がかかります。

組合共済

みんなの力で、仲間どうしの助け合い

病気、ケガ、交通事故、災害などにあった時、組合員どうしが助け合っていこうと、組合共済制度を行っています。

掛金は、組合費の中に含まれています。

■給付方法

●**新規加入者**…組合に加入すると全員適用になります。
ただし、満60歳以上の方は給付内容に制限があります。

●**給付の適用**…組合加入月より、４ケ月目の１日より適用。

●共済事由発生後**3ケ月以内に申請**して下さい。

●重大な過失・保険金めあての殺傷等の場合には給付されないことがあります。

●配偶者・子供の共済加入もできますが、年齢等に制限がありますので詳しくはお問い合わせください。
給付は…死亡･入院･通院･障害･傷病見舞金が適用となります。

※戦争･暴動･天災･巨大事故等による共済事由の場合、中央執行委員会をもって給付の削減･延期･中止にすることがあります。

病気での入院も安心！
組合共済＋健康保険で
１日最高
13,000円の保障
（30才未満の場合）

■給付の内容 ≪基礎給付≫

共済事由	区分		給付金 新加入時の年齢59歳まで	新加入時の年齢60歳以上
死亡	本人	交通事故	5,000,000円	3,000,000円
		不慮の事故	2,000,000円	
		普通死亡	1,000,000円	
	配偶者		50,000円	
	同一生計 父・母・子		10,000円	
	別生計 実父・実母		10,000円	
入院	不慮の事故		1日 1,000円（入院1日目から180日分限度）	
	交通事故		1日 4,500円（入院5日目から180日分限度）	
	上記事故以外の病気等	30歳未満	1日 5,000円（入院6日目から90日分限度）	
		30～64歳	1日 3,000円（入院6日目から90日分限度）	
		65歳以上	1日 2,000円（入院6日目から90日分限度）	
通院	交通事故		1日 2,250円（通院1日目から90日分限度）	
後遺障害	交通事故		4,000,000円～160,000円	3,000,000円～120,000円
	不慮の事故		1,000,000円～40,000円	
傷病見舞金（一時金）	休業15日以上		5,000円	
	休業30日以上		7,000円	
	休業60日以上		10,000円	
	休業90日以上		20,000円	
	休業120日以上		30,000円	
	休業150日以上		40,000円	
住宅災害	火災	全焼損	200,000円	
		半焼損	100,000円	
		一部焼損	40,000円以内	
	風水害	全倒壊	100,000円	
		半倒壊	50,000円	
		一部倒壊	20,000円以内	
作業所・事務所等の火災 全焼			50,000円	
成人祝金	本人		10,000円	
結婚祝金	本人		20,000円	
出産祝金	本人または組合員配偶者		20,000円	
中学校入学祝金	組合員の子		5,000円（図書カード）	
小学校入学祝金	組合員の子		5,000円（図書カード）	
組合活動中の事故による休業見舞	本人死亡		200,000円	
	家族死亡		100,000円	
	本人・家族の入院		20,000円	
	本人・家族の通院		10,000円	

■慶弔共済

	共済金の種類	共済事故	給付金
生命タイプ	死亡弔慰金	普通死亡	30,000円
		不慮の事故等による死亡	40,000円
		配偶者の死亡	20,000円
		子の死亡（別生計でも可）	10,000円
		親の死亡（別生計でも可）	3,000円
	重度障害見舞金	重度障害（本人のみ）	30,000円
災害タイプ	住宅災害見舞金	火災等（※）	100,000～5,000円
		風水害等（※）	30,000～1,000円
		地震等（※）	10,000～1,000円
		同居家族の死亡	10,000円

※損害の程度に応じて、給付金が決定します。

健康保険

自信をもっておすすめします

3歳未満の家族分保険料は無料

組合HPで保険料のシュミレーションが出来ます！

国民健康保険には、県が運営する県国保と、組合の健康保険のように、**同種の事業に従事する方が組合員となって、運営をしている国保組合**があります。組合の健康保険は、建設業に従事する者で組織し、被保険者は組合員とその家族です。

給付内容

窓口負担（保険診療に限る）	未就学児	2割負担
	小学生から69歳の人	3割負担
	70歳以上の人	（注）1～3割負担
出産育児一時金	1児につき420,000円	
葬　祭　費	本人70,000円　家族50,000円	

（注）生年月日・所得によって1～3割負担となります。

休業補償の給付日額

待機期間　**なし　1日目から支給**（連続した5日以上の休業のとき）

同一傷病であるかないかは問いません。入院・入院外それぞれ40日合わせて最大80日まで支給がうけられます。

組合員種別	支給日額 入院	支給日額 入院外
法人第1種 第1種	8,000円	4,000円
第2種		3,600円
法人第3種 第3種		3,200円
第4種		2,800円
第5種		2,400円
第6種		2,000円

＊新加入後90日間を経過した組合員が対象。
＊入院外とは、通院および通院していなくても療養のために仕事を休んだ期間のことです。
＊入院・入院外それぞれ40日合わせて**最大80日まで支給**（支給を受けた日数にかかわらず、3年を経過すると支給日数が入院・入院外それぞれ40日にもどります。）
＊出産手当金（女子組合員）1日あたり2,000円～4,000円もあります。
また、該当者は保険料が3ヶ月免除となります。

安心ひろがる払い戻し制度

70歳未満の組合員を対象に医療費の自己負担分がひとつの病院・診療所・訪問看護事業所で**1カ月（暦の上で月の1日から末日まで）17,500円を超えたときは、超えた額を払い戻します。**※加入後、4ヶ月目から適用

■加入できる条件

建設産業に従事し政府労災保険の補償の対象となっている労働者、一人親方、事業主、事務職の方です。

■加入申し込みと保険証の交付

毎月7日締切りで、翌月1日に交付します。
（社会保険喪失・厚生年金加入の場合は随時受付）

■集団健診を実施!!

組合員本人・20歳以上の家族を対象に、県内各地に健診車が出向いて集団健診を実施しています。

＊年度中に**「40・45・50・55・60・65・70歳」**のお誕生日を迎える被保険者が「基本健診項目・胸部レントゲン撮影・がん検診を含んだ人間ドック」を受診した場合、**節目人間ドック健診補助があります。**
（ただし集団健診受診者はのぞく）
＊特定健診（基本健診）は**自己負担なしで受診**できます。
＊**健診項目は労働安全衛生法に基づく事業所健診にも対応**しています。
＊職業病対策（アスベスト対策）にも取組んでいます。専門医によるレントゲンの再読影を実施。

■インフルエンザ予防接種に対する補助

①補助の対象者
接種日において資格のあるすべての組合員・家族を対象とします。

②補助の対象となる予防接種
接種するインフルエンザの種類は流行性・季節性を問いません。

③補助額
補助対象者1人当たり、接種費用に関わらず**年度内2回2,000円**を補助します。

組合員本人の月額保険料

☆A＋B＋Cが、組合員本人の月額保険料になります。

年齢（新加入者←加入時の年齢 既加入者←4月1日現在の満年齢）	事業形態	種別	A 医療保険分	B 後期高齢者支援金分	C 介護保険分※1
30歳以上	法人事業所の事業主	法人第1種	17,900	3,900	3,600
	個人事業所の事業主	第1種	17,900	3,900	3,600
	一人親方	第2種	15,300	3,300	3,000
	法人事業所の従業員	法人第3種	12,900	3,000	2,500
	個人事業所の従業員	第3種	12,900	3,000	2,500
25歳以上30歳未満	事業形態に関係なく年齢で決まります。	第4種	9,000	2,100	—
20歳以上25歳未満		第5種	7,000	2,000	—
20歳未満		第6種	5,000	1,900	—

家族の月額保険料

☆イ＋ロ＋ハが、家族1人分の月額保険料になります。

年齢（新加入者←加入時の年齢 既加入者←4月1日現在の満年齢）	イ 医療保険分	ロ 後期高齢者支援金分	ハ 介護保険分※1
3歳未満	無料		
3歳以上6歳未満	2,500	1,600	—
6歳以上23歳未満	2,800		—
23歳以上	2,900		2,100

したがって…3歳以上6歳未満→4,100円
6歳以上23歳未満→4,400円
23歳以上40歳未満・65歳以上→4,500円
40歳以上65歳未満→6,600円

＊家族については、医療保険分・後期高齢者支援金分は6人目以降は徴収しません。
※1　満40歳～64歳の方のみ加算されます。既加入者については、誕生月より加算されます。

月額保険料算出の仕方

組合員の月額保険料　A＿＿円＋B＿＿円＋C＿＿円＝＿＿＿円…①
家族の月額保険料　3歳以上6歳未満　4,100円×該当人数＿＿人＝＿＿＿円…②
6歳以上23歳未満　4,400円×該当人数＿＿人＝＿＿＿円…③
23歳以上40歳未満・65歳以上　4,500円×該当人数＿＿人＝＿＿＿円…④
40歳以上65歳未満　6,600円×該当人数＿＿人＝＿＿＿円…⑤
あなたの世帯の月額保険料　①＿＿円＋②＿＿円＋③＿＿円＋④＿＿円＋⑤＿＿円＝＿＿＿円

■肺炎球菌予防接種に対する補助

①補助の対象者
年度中に65歳、70歳、75歳の誕生日を迎える被保険者。ただし接種日において資格のある方。

②補助の対象となる予防接種
市町で実施する予防接種に限ります。

③補助額
補助対象者1人当たり、接種費用に関わらず**年度内1回2,000円**を補助します。

■どんどん使おう！保養施設

保養所契約施設は全国に約700ヶ所、1人につき1泊分**3,000円**を補助します。（年度内1回）

■その他の特徴

県国保の健康保険税は、均等割・所得割・資産割などで賦課されますが、**組合の健康保険は仕事形態・年齢・家族数により健康保険料が決まるので、前年の所得による変動はありません。**

■県国保から移行される場合

- 年度の途中で移行された場合の保険税は…
県国保に、こちらの健康保険に入ったことを届け出ることにより、保険税が清算されます。
- **市町から交付された「子ども医療費助成」「妊産婦医療費助成」は、健康保険が変わっても、受給の対象となります。**

労働保険

給付申請まで全面サポート！

組合ならまとめて加入できます！

■労災保険

次の給付が受けられます。

- **治療費と入院費（療養補償給付）**
  治るまで**窓口での自己負担なし。**
  ※特別な事例な場合、自己負担が発生することがあります。
- **障害が残ったとき**
  障害補償年金や障害補償一時金。
- **仕事を休んだとき（休業補償給付）**
  休業4日目から1日につき**平均賃金または給付基礎日額の8割**が給付されます。
- **死亡事故のとき**
  遺族補償年金または遺族補償一時金、葬祭料。

労働者の補償は…

事業所労災

仕事中のケガはむろん、現場への行き帰り時の事故（自損も含む）、長年の仕事で職業病になったときに補償がされます。事業主は臨時に人を雇う場合でも補償責任があります。

建築事業の場合

●常時従業員がいる方・元請工事をする方

元請負金額	事業所労災保険料
200万円	4,370円
500万円	10,925円
1,000万円	21,850円
2,000万円	43,700円

※年間事務費3,000円（ただし、新加入時等は1,000円）

一人親方の人は…

一人親方特別加入労災

加入対象者

①人を使わず、人にも使われず仕事をしている人
②人を使っても、年間100日以内と見込まれる人
③家族だけで、仕事をしている人等

●一人親方特別加入

給付基礎日額	年間保険料
5,000円	32,850円
8,000円	52,560円
10,000円	65,700円

※年間事務費600円が別途必要です。
年度途中の場合は、保険料が月割り計算となります。
※この表に記載のない「給付基礎日額」もあります。
※特別加入時に健康診断が必要な場合があります。

事業主・法人の役員等の補償は…

中小事業主特別加入労災

●中小事業主特別加入（建築事業の場合）

給付基礎日額	年間保険料
4,000円	13,870円
5,000円	17,337円
8,000円	27,740円
10,000円	34,675円

※年度途中の場合は、保険料が月割り計算となります。
※中小事業主特別加入するには、事業所労災に加入する必要があります。
※この表に記載のない「給付基礎日額」もあります。
※特別加入時に健康診断が必要な場合があります。

■雇用保険

労働者の福利厚生の充実に繋がります。現場入場時や建設業許可申請時には加入の確認が有ります。

事業の種類	労働者負担分	事業主負担分	全　額
建設の事業（現場従事者等）	4／1000	8／1000	12／1000

＝保険料算出例＝
賃金総額500万円の場合（建設の事業）
労働者負担分
500万×4／1000＝20,000円
事業主負担分
500万×8／1000＝40,000円
全額分　60,000円

＊年間事務費（1事業所あたり従業員1名～5名までは1,500円、6名以上は2,000円）が別途必要です。
＊平成29年1月1日から65歳以上の雇用者も雇用保険適用の対象となりました。ただし、平成31年度までは保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上の被保険者は保険料が全額分免除になります。

＝労働保険は４月から翌年３月末までの一年単位となるため、年度更新の手続きが必要となります＝

あんぜん共済

労災保険の上乗せ補償制度

労災保険に加入している事業所、中小事業主、一人親方が加入できます。

1. 最高2,500万円の大きな補償（基本補償Ⅰ型の場合）
2. 休業補償もつけられます。
3. 下請負人もつけられます＝経営審査の評価の加点の対象に
   ●加入時に下請負人も含めて補償の対象とすることができます。

例えば、一人親方が『労災保険』と『あんぜん共済』に加入した場合…

プラス12,720円で
1日あたり3,000円の上乗せ休業補償が受けられます！

	労災保険	あんぜん共済	合　計
加入内容	給付基礎日額 5,000円	基本補償Ⅳ型 休業補償3,000円型	―
年間保険料	32,850円	12,720円	45,570円
給付額（1日あたり）	4,000円（休業補償給付3,000円）（休業特別支給金1,000円）	3,000円	7,000円

※H30.4月現在

●補償のタイプ（H30.4月現在）

(1) 基本補償（単位万円）

	死亡補償	後遺障害補償	
		1～3級	4～10級
Ⅰ型	2,500	2,500	2,000～375
Ⅱ型	2,000	2,000	1,600～300
Ⅲ型	1,000	1,000	800～150
Ⅳ型	500	500	400～75

(2) 休業補償（4日目～727日まで補償）

型	補償内容
3千円型	休業1日あたり**3,000**円
2千円型	休業1日あたり**2,000**円

建退共

若いときからの加入がお得です

掛金および退職金額はおおよそ下記のとおりです。

年数（月数）	掛　金	退職金額
2年（24月）	168,000円	**162,750円**
5年（60月）	420,000円	**436,170円**
10年（120月）	840,000円	**1,004,493円**
20年（240月）	1,680,000円	**2,392,425円**
30年（360月）	2,520,000円	**4,171,608円**
40年（480月）	3,360,000円	**6,523,020円**

※この表は1ヵ月・22日として掛けた場合のものです。
2003年10月以降からはじめた人の場合です。（H30.4.1現在）
※退職金額には50日分の証紙（補助分）は含まれていません。
※退職金水準の見直しは、数年毎に行われます。
※組合へ事務委託の場合、一人・1ヶ月7,000円（22日分を掛けます）

5つのメリット

1. **一人親方も加入できます**
2. 事業主が払い込む掛け金（共済証紙代）は、法人の場合は損金、個人事業の場合は必要経費として全額控除になります。
   又、**最初に交付される共済手帳には、国から50日分（15,500円の証紙）の補助があります。**
3. 労働者の雇用・老後の不安をなくします。
4. 支給される退職金には税金がかかりません。
5. 経営審査の評価の際、加点の対象となり有利です。

税金相談

組合の税金対策活動

３月の確定申告時にあわせた税金対策活動。所得税、消費税の学習会・相談会・一括申告に、多くの組合員が参加しています。また、税務署からの問い合わせや調査のときは、組合もアドバイス、組合員の利益（納税者の権利）を守って円満解決に努めています。

年間をとおし、さまざまな学習会・相談会を行っています。

- 納税者の権利学習会
- 源泉税学習会・相談会
- 記帳学習会　● 消費税学習会
- 確定申告に向けた学習会・相談会・一括申告

資格の取得 仕事確保

仕事に必要な資格の取得をサポート

技術・技能の向上、再訓練また資格取得のため、講習会を実施しています。

■各種講習

●木造建築物の組立て等、足場の組立て等
●増改築相談員研修会など

■（一社）全建総連リフォーム協会

国交省認定の「住宅リフォーム事業者団体」。事業会員は「消費者から選ばれ、信頼される事業者」をめざしています。また、多くの事業会員の入会を募集しています。

■資格取得報奨金制度　2018年4月より一定の資格を取得した組合員に対して、申請により取得した資格に応じ、10,000円、6,000円、3,000円を支給します。

年金共済 まごころ

月々5,000円から 老後のゆとりを育てよう

■加入資格……18歳から67歳未満の組合員の方

☆月払方式……**１口5,000円で最高20口まで加入**できます。
☆一時払積増…月払加入者が一時金を積み増すことにより、将来の受取額を増やすことができます。
１口10万円単位、最高999口まで。

■“まごころ”の特徴

① 60歳から70歳の間に**年金開始を自由に選択**できます。
- 5･10･15･20年確定年金コース、10･15年保証期間付終身年金コース、一時金の7コースから選択可能

②月払に加入していれば１口10万円単位で**「一時払積増」**をすることができます。
③加入中、所定の事情が生じた場合、積立金の一部を途中で引き出すことができます。（1回あたり20万円以上、1万円単位）
④月払掛金額の見直し（増減）ができます。
⑤掛金は、生命保険料控除の対象になります。（制度運営費は除く）

◆一時払積増

（10口100万円加入男性の場合）

加入年数	脱退一時金（積立金）	65歳･年金開始（15年保証終身）
5	1,041,600円	月額 4,800円
10	1,099,500円	〃 5,100円
30	1,367,900円	〃 6,300円

※H30.4.1現在

職能型 国民年金基金

将来にゆとりをプラス！

◆若い人ほど掛金が安い
◆掛金は全額所得控除、節税効果（所得税・住民税）もバッチリ!!
受け取る年金にも控除が適用
◆掛け捨てにならない公的年金

国民年金基金とは

自営業などの方々のために、国民年金に上乗せして、より豊かなセカンドライフを保障する公的な年金制度です。

基本分（1口目）

終身年金　65歳から終身で年金がお受け取りになれます。

A 型

65歳 ← 保証期間 → 80歳　終身
← 年金受取期間（終身） →

年金月額

2万円（35歳誕生月までに加入の場合）
1万5千円（45歳誕生月までに加入の場合）
1万円（50歳誕生月までに加入の場合）
50歳以降に加入の場合、加入月数によって年金月額は異なります。

プラス　**年金額の半分以上は終身年金にする必要があります。**

組み合わせ分（2口目以降）

終身年金A型
65歳から終身で年金がお受け取りになれます。
加算額
年金月額
65歳 ← 保証期間 → 80歳 終身
← 年金受取期間（終身） →

確定年金Ⅱ型
65歳から75歳まで年金がお受け取りになれます。
加算額
年金月額
65歳 ← 保証期間 → 75歳
← 年金受取期間10年 →

確定年金Ⅳ型
60歳から70歳まで年金がお受け取りになれます。
加算額
年金月額
60歳 ← 保証期間 → 70歳
← 年金受取期間10年 →

確定年金Ⅰ型
65歳から80歳まで年金がお受け取りになれます。
加算額
年金月額
65歳 ← 保証期間 → 80歳
← 年金受取期間15年 →

確定年金Ⅲ型
60歳から75歳まで年金がお受け取りになれます。
加算額
年金月額
60歳 ← 保証期間 → 75歳
← 年金受取期間15年 →

確定年金Ⅴ型
60歳から65歳まで年金がお受け取りになれます。
加算額
年金月額
60歳 ← 保証期間 → 65歳
← 年金受取期間5年 →

年金月額

1万円（35歳誕生月までに加入の場合）
5千円（50歳誕生月までに加入の場合）
50歳以降に加入の場合、加入月数によって年金月額は異なります。

国民年金基金加入例　※H28.4.1現在

34歳男性の場合（基本分プラス組み合わせ分を2口加入して月々4万円を上乗せする例）
●34歳8カ月で加入（男性の場合）
●国民年金基金に加入して国民年金（基礎年金）に4万円上乗せする場合

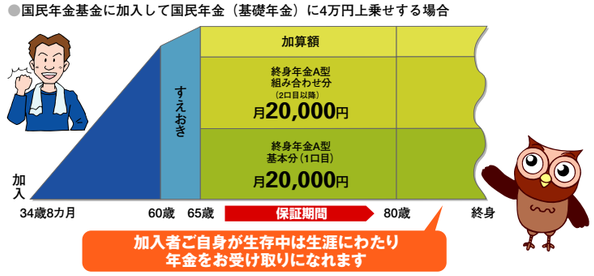

月々の掛金　基本分（1口目）12,710円 ＋ 組み合わせ分（2口目以降）12,710円 ＝ 25,420円
60歳までの支払い掛金総額は7,727,680円（25,420円×25年4カ月）

月々の年金額　基本分（1口目）20,000円 ＋ 組み合わせ分（2口目以降）20,000円 ＋ 加算額 ＝ 40,640円（年額487,680円）

15年間（保証期間）の受け取り年金合計額　年金年額 487,680円 × 15年間 ＝ 7,315,200円

●**保証期間中に加入者の方が死亡された場合**
残りの保証金の年金に相当する額の遺族一時金が支給されます。
●**年金受給前に加入者の方が死亡された場合**
遺族一時金が支給されます。ただし加入期間により、遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。

全建総連HPで年金シミュレーションが計算できます。

全建総連 新築瑕疵担保責任保険

住宅瑕疵担保履行法に対応

「ゆうゆう住宅」は、全建総連が住宅保証機構㈱と提携して運営する住宅瑕疵担保履行法に対応した高耐久・高品質な木造住宅の愛称です。住宅保証機構が運営する住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」の特定住宅に該当し、保険が適用されます。

保険料の割引等もあり、全建総連の組合員のみが利用できる有利な制度です。

請負業者賠償保険 “パートナー”

思わぬ事故、他人に損害を与えた時のために

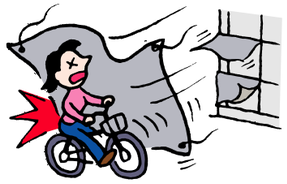

工事現場の養生シートが風であおられ自転車で通行中の主婦にあたりケガを負わせた。

“パートナー”のメリット

1. 新築・増改築工事等に伴って発生するさまざまな賠償事故を幅広く補償します。
2. 万全な補償体制により、社会的信用度の向上がはかれます。
3. 個別加入する場合に比べて、割安な掛金での加入ができます。

クレーンが倒れ隣の民家を損壊させた

ベーシックプラン（対人・対物1億円）

前年度年間請負金額	年 間 掛 金
5,000万円	87,000円
1億円	164,980円

※ H30.4.1 現在

＝オプション PL特約＝
オプションで PL 保険をつけると、工事終了後（引渡し後）の事故も補償の対象になります。

＝オプション 建設工事保険＝
建設工事中に生じる建築物の損害を補償します。

各種共済

手軽な掛金で、今こそ保障の見直しを！

家族一人ひとりに、一生つづく大きな安心を
こくみん共済

医療と介護の安心をサポート
新総合医療共済

カーライフを応援する頼れる補償
マイカー共済

新火災共済・新自然災害共済
住まいる共済

マイカー共済とあわせてご加入を!
自賠責共済

保障のことなら
全労済

組合の自動車共済

団体契約のため民間損保に比べ安く加入できます。法人所有車・ダンプ・ユニック付車輌も加入できます。

融　資

ろうきんの融資

カーライフローン（自家用自動車に限る）、教育ローン等

一人一人の組合員が主人公 要求実現に力をあわせて

—全国62万人の仲間たち（全建総連）と団結—

班長会議で交流を図る

支部・班体制

栃木建労には、県内の居住地域ごとに31の支部があり、約3,200名の仲間がいます。組合員は支部内の班に所属します。そして、班長職を回り番で行うことになります。班長になると基本、月に一度ある班長会議（定例会）に出席します。班の仲間に組合配布物を渡し、ハガキや署名等の回収を行います。大変なところもありますが、身近な仲間と交流を深め、組合の内容をより深く知ることができます。

仕事とくらしを守るために

建設国保の国庫補助獲得のための年2回のハガキ要請行動、仕事確保のための県内各自治体への要請行動や賃金・労働条件の改善のため県内大手住宅企業との交渉、その他様々な署名活動に取り組んでいます。

青年部を先頭に銀座でシュプレヒコール

修繕作業は地元の学校にも好評

私たちの存在を知ってもらう

県内各地で「住宅デー」を実施しています。公共施設等の修繕奉仕活動や地域のイベントに出展して組合の存在や地域に根ざした職人の技能・技術をアピールしています。

組合を楽しもう

組合（支部）では、様々な旅行やレクリエーションなどを実施し、組合員・家族の親睦を深めています。青年部や主婦の会（レディースクラブ）は同じ立場の仲間同士の交流を図っています。

秋深まる仙台を楽しむ

役立つ情報がたくさん

組合機関紙『のびゆく仲間』など

組合機関紙『のびゆく仲間』を毎月組合員に配布し、活動の案内・報告などをはじめ、建設業に役立つ情報等も提供しています。

その他にも、青年部機関紙『チャレンジ』や、様々なチラシなどを作成しています。

※重要なお知らせも掲載しています。必ずお目通しください。

組合加入に際し、下記の書類などをご用意下さい

加入手続きに必要なもの	組合加入	労働保険	健康保険	備　　考
印かん	○	○	○	みとめ印で可（朱肉を使用するもの）
口座振替用の通帳と届出印	○	○	○	事業用または個人の名義のもの（ゆうちょ銀行は不可）
加入される方本人の身分証明書			○	運転免許証の写しなど
個人名義の通帳			○	組合の健康保険からの支給先となるため、加入者本人の個人名義のもの
続柄・本籍・筆頭者名の記載がある世帯全員の住民票			○	1つでも省略があるものは不可
現在加入している家族全員の保険証のコピー			○	本人・家族が加入している国保・社会保険証のコピー
労災保険関係証明書			○	当組合で労災保険加入される方、被雇用者は除く
労働者名簿・賃金台帳		○		雇用保険を委託される事業所のみ

※マイナンバー制度の導入に伴い、上記以外に添付書類が必要です。事前に必ず組合にご確認下さい。

◆組合加入時に必要な諸費用

組合加入金（加入時のみ）	4,000円
組合費（加入月）	円
支部費（加入月）	円
労災保険料（事業所・事業主・一人親方）	円
雇用保険料	円
合　計	円

（　　月加入の場合）

◆翌月からの引落し金額

毎月5日口座引落し
（5日が土日祝日の場合は翌営業日）

組合費	円
支部費	円
健康保険料	円
	円
合　計	円

県本部・県央事務所・宇都宮支部事務所

宇都宮市宝木町2ー944ー3
TEL028-652-5910　FAX028-652-5912

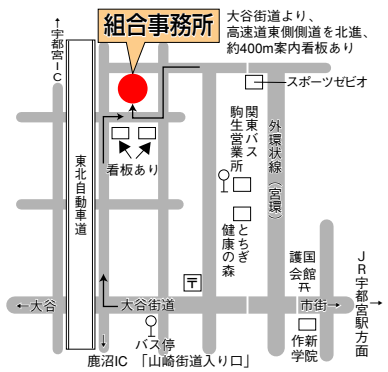

県北事務所・矢板支部事務所

矢板市川崎反町300ー1
TEL0287-43-3881　FAX0287-43-3248

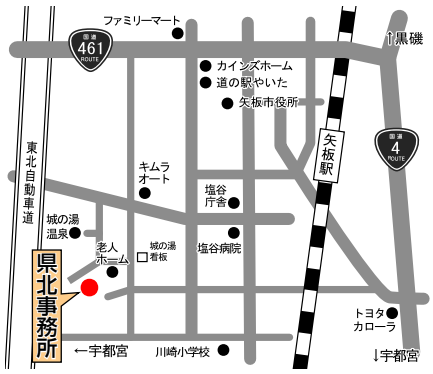

県　南　事　務　所

佐野市犬伏新町1354ー7
TEL0283-24-5181　FAX0283-24-7617

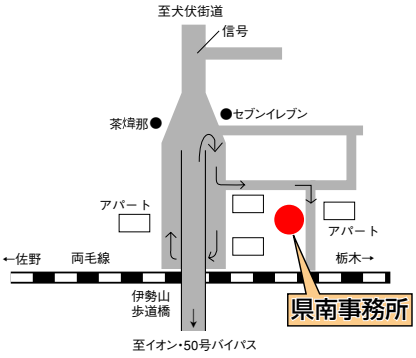

鹿沼支部事務所

〒322-0029 鹿沼市西茂呂2-3-19 江取様方
TEL 0289-63-2635
FAX 0289-63-2635
（必ず事前に電話してから来所ください。）

今市支部事務所

〒321-1262 日光市平ヶ崎508-4
TEL 0288-22-7680
FAX 0288-22-7680
（火・水・木 12:30～ 17:00）

足利支部事務所

〒326-0051 足利市大橋町2-1816
TEL 0284-43-3561
FAX 0284-43-3562
（火・水・木 9:30～ 17:30）